

# 国際人権活動

2017年11月20日（月）第134号

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmrights@yahoo.co.jp

## “重大な欠陥”をもつ治安立法—共謀罪

議長 鈴木 亜英

安倍内閣を信頼できないと嫌う人が増えていきます。しかし自民党は衆議選で圧倒的な勝利をしました。考えてみると実際は様々なからくりのなかでの薄氷の勝利に過ぎないのです。

最大野党の分裂という敵失、“3割の得票で7割の議席”の小選挙区制、煽り続けた北朝鮮不安、こんなことが国民を与党支持に向かわせたに違いありません。決して改憲安保を選んだわけではないと思います。都議選では自民党は都民の不満を浴びて、爆発的な後退を強いられたことから今回は実体のない勝利だったと言えます。

そんな自民党政権のもとで、人権問題は前進どころか停滞したままです。集団的自衛権容認の閣議決定から戦争法を経て、明文改憲へと一瀉千里に駆け降りる戦争国家づくりに治安立法も負けじと後を追っています。テロの脅威と国民の安全を口実とした治安最優先の政治は国民の基本的な人権を置き去りにしています。どこの国にも治安立法はあります。だから治安立法そのものが悪いとは言えないと言えます。しかし特定秘密保護法から盗聴法へ、そして盗聴法から共謀罪への流れのなかで、西欧諸国との大きな違いが浮上しています。過剰・違法な監視を、監視される市民の側に立ってこれをチェックするシステムの欠如です。情報の収集、利用、保管はどの段階においても、人権を脅かす契機となりますから、市民的監視を可能とする情報の制限とそのシステムが日本でもどう

しても必要です。

この間、国連人権理事会、自由権規約委員会、国連人権高等弁務官事務所等から、忠告や警告が相次ぎました。特定秘密保護法の国会審議の際には国連人権高等弁務官事務所や同弁務官から、警告を受けました。そしてこの問題では人権理事会の表現の自由担当の特別報告者デイビッド・ケイ氏からもこの法律が国民の言論表現の自由を脅かすもので”萎縮効果”を生むとの批判がなされました。共謀罪にあつては、同じくプライバシー担当の特別報告者ジョセフ・カナタチ氏からは「深刻な欠陥ある法案」だとして、チェック機能を備えたものでない限り国民のプライバシー権は脅かされ続けるとの警告が日本政府にありました。彼は「独立した機関による事前チェックを」と訴えています。

さらに、共謀罪国会審議の際に、安倍首相が掲げたテロ対策を目的とする組織犯罪防止条約の批准のためなるとの立法理由に対し、この条約の立法ガイドを手がけたニコス・パッサス氏は、「この条約はテロ防止とは無縁だ」と、ズバリ安倍首相のウソ答弁を暴いたのです。

安倍内閣は、こうした国連からの親身の忠告が耳ざわりらしく、無視、拒絶の態度に終始しています。ところが、同じ特別報告者が「拉致問題」で調査報告をした時、日本政府はこの特別報告者に対し、旭日重光章という大きな叙勲をしたので

すから、二重基準も甚だしく、日本政府の毀誉褒貶ぶりにはあきれられるばかりです。もはや日本の人権は安倍内閣の下で、あてもなく漂流していると言ってよい状況です。日本の人権のあまりの遅れと異常は、必ずどこかで矛盾を来たします。私たちのたたかいは続きます。

### 当面の日程

#### —第21回総会—

- ・12月2日（土）  
13時～16時
- ・会場 東京地評地下会議室
- ★終了後、交流会を予定。

#### —人権デーの取り組み—

- 12月5日（火）
- ・文科省、外務省、法務省 要請
- ・人権トーク・宣伝行動  
12時～13時  
総務省前と裁判所前歩道

## フィリピン大使館より 首都圏移住労働者ユニオンに感謝の盾

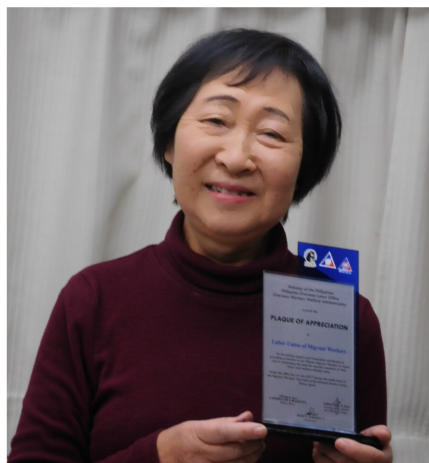
本多ミヨ子（首都圏移住労働者ユニオン）

7月30日（日）、フィリピン共和国大使館海外労働事務所主催の「移住労働者記念日のつどい」で、「首都圏移住労働者ユニオン」のこれまでの活動に対して感謝の盾が贈られ、組合代表がフィリピン大使から盾を受け取りました。

この日表彰されたのは在日フィリピン友好協会5団体、関西で活動しているNGOなど計10団体・個人でしたが、労働組合は当組合だけでした。盾には「フィリピン大使館、フィリピン海外労働事務所、海外労働福祉事務所は、この感謝の盾を、首都圏移住労働者ユニオンに贈ります」「貴ユニオンは、日本におけるフィリピン人移住労働者の保護、および彼らの労働と福祉に関する問題の早期解決に取り組み、たゆまぬ援助とかけがえのない貢献を行いました」と書かれています。とてもうれしいことです。

組合結成当初からフィリピン人の相談はたくさんありましたが、大使館と協力するようになったのは12、13年前からです。大使館の労働関係部署から組合に連絡が入り、1回目は大使館内で、2回目以降は組合事務所で相談にのりました。大使館と連携すると通訳（フィリピンで言えばタガログ語など）の問題もなく団体交渉もやりやすいことが多いのです。

今年1月20日、フィリピン大使館海外労働事務所と懇談を持ちました。これからは特区による家事支援労働者、介護職種追加による介護技能実習生、EPA（経済連携協定）による看護・介護労働者



贈られた盾を手に本多ミヨ子さん。

など、これまで以上に多くのフィリピン人が入国することが予想されるので、今後のかかわり方を含めて話し合いました。当組合だけでなく、全労連、東京地評、医労連、神奈川労連や友好団体からの参加者も含めて16名参加、国際人権活動日本委員会からも上野節子さんと当組合の役員でもある山口文昭さんが参加してくださいました。フィリピンの海外労働政策を知り、日本での問題を出しあい、今後の協力を確認するなごやかで有意義な懇談会となりました。

今後もフィリピン大使館との連携を大切にしながら、いろいろな国の大使館とも連携し、労働者権利擁護のための活動を強めていきます。

### 第3回UPR（普遍的・定期的審査）日本に対し218項目の勧告

事務局長 松田 順一

国連人権理事会は、11月14日に行われたUPR日本審査の結果を受け、16日に日本政府に対し218項目の勧告を発表した。今回の審査にはNGO37団体がカウンターレポートを提出。日本委員会からは「個人通報制度」、「日の丸・君が代」問題、「治安維持法犠牲者」問題について提出した。勧告は160カ国・地域の意見を反映したもので、特定秘密保護法などで萎縮が指摘されている「報道の自由」について放送法4条の改正を求める意見、慰安婦問題、公正な歴史教育の問題、福島第1原

発の事故後の支援活動などが盛り込まれた。被審査国は、勧告ごとに受諾の是非を表明でき、人権理は受諾した項目のみを最終的な勧告として来年2～3月の会議で採択する。法的拘束力はない。

UPR審査は、すべての国連加盟国の人権状況を定期的に審査するシステム。3カ国（今回の日本審査はカタール、ベルギー、トーゴ）が審査対象国の人権審査日に加盟国から出された意見を取りまとめて審査対象国への報告書が出され、受諾した項目が勧告となる。

# 日本政府は根本的に姿勢を改めよ

## 教科書検定で画期的な勧告を行った国連人権理事会・D.ケイ報告

吉田典裕（出版労連教科書対策部事務局長）

6月12日、国連人権理事会第35回会期に「意見および表現の自由」特別報告者デヴィッド・ケイ氏の日本に関する報告書（以下「ケイ報告」）が提出されました（発表は5月29日）。「ケイ報告」は日本のメディアの状況について、政府による統制を厳しく批判しただけでなく、記者クラブ制度の廃止などメディア側の問題点も指摘し、状況の改善を勧告しました。ここでは「ケイ報告」のうち、教科書検定制度に関する部分をご紹介します。

「ケイ報告」が取り上げた対象はおもに「慰安婦問題」で、その概要は次のようになるでしょう。

国連人権機関の先行諸報告で、すでにこの問題について教科書に適切に記述することを求めています（パラグラフ37）。訪日調査の内容で、文部科学省による教科書検定制度の説明とともに「外部の専門家」への聞き取りによって、その説明とは異なる報告を受け、さらに「慰安婦」の記述が教科書でどう扱われてきたかについて紹介（パラ38～40）。戦争犯罪の記述に政府が介入すること、歴史的事実を国民の記憶に保存すべきであるとするのが国際人権法の規定であるとし、歴史教育の基準の透明性確保などにも言及しています（パラ41～42）。

「結論と勧告」（パラ69、70）では日本の戦争加害責任をきちんと教えること、検定審議会に対する政府の影響力の遮断、公教育の独立性の確保に言及しています。これまで国連人権機関の報告や決議が「教育課程」の改善を勧告したことはあっても、教科書検定制度そのものの改善を勧告した



デヴィッド・ケイさん

のは初めてです。出版労連が要求してきた検定審議会の独立性の確保と公開にも合致するものです。

問題は日本政府の対応です。日本政府の反論書は「お粗末」と「不誠実」以外に言うべき言葉が見当たりません。パラ39の検定審議委員の総数150名と社会科担当30名という記述に「約150人」「約30人」であると重箱の隅をつつくような批判をし、「民間で発行される教科書については、どのような特定の事項に関する判断およびそれらが同教科書に記述されるかは、それらが学習指導要領（全国的な教育課程の基準）に基づいており、また誤りを含んでいないかぎり、各教科書発行者に委ねられている」と3度も繰り返して教科書記述が不十分である原因を教科書発行者に押しつけて検定を正当化するなど、国連からの批判に正対する姿勢が毫もうかがえません。このような姿勢を根本から改めることを求められていることを日本政府は深く認識すべきです。

### 2018 子どもの権利条約日本審査

#### 国連敵視の政府報告書に反論

日本が子どもの権利条約を批准して23年。来年は4回目の報告・審査の年です。「市民・NGO報告書をつくる会」は、全国各地・各層から集めた約110の実態報告をもとに、4回目の統一報告書を提出したとのことです。審査は来年の予定。

子どもの権利委員会は過去3回の日本の審査で「高度に競争的な学校環境が、就学年齢にある児童の間で、いじめ、精神障害、不登校、中途退学、自殺などを助長している可能性がある」と指摘し、その改善を勧告してきました。しかし政府報告は

その勧告を無視し続け、7月に公開した報告書では「その認識を持ち続けるのであれば、客観的根拠を明らかにされたい」と、これまでの国連の懸念・勧告を撤回するよう求めているとのこと。これは国連軽視の現われではないでしょうか

小学校では、いじめ、不登校、校内暴力が激増し、10～14歳の自殺率も急増。その背景には、学力テストの導入や公立高校の大学区化によって、小学校教育をも巻き込んで強制主義的、選別的になり、学校選びも自由にできない実態があるとのこと。報告書では、子どもの貧困の実態についてもふれて、「子どもの権利の実現に必要な資源が十分に確保されている」と開き直る政府報告書への反論を統一報告書として提出しているとのこと。

# 長野県池田町の公民館使用取消問題

牛越邦夫（長野県池田町在住）

長野県あずみ野の北のはずれにある池田町は人口1万人の小さな町です。昨年12月2日に「戦争法に反対する池田町民の会・9条の会池田」などが実行委員会を組織し「町民と政党のつどい」を計画し、町の公民館会議室の開催許可を受けました。ところが実施1日前に、突然使用許可が取り消されてしまいました。

昨年の参院選では長野も全国に呼応し、野党共闘を実現させ、自民党現職に74,000票差で圧勝しました。そして年明けにも衆議院解散が取り沙汰されていたことから、総選挙でも野党共闘を模索する「つどい」を、地元の野党を招いて開催する予定でした。

長野2区選出の自民党務台俊介議員（災害担当政務官として災害地視察の折、長靴が無く職員に背負われて視察した映像が流れ有名に。その後「あれで長靴業界は大分儲かっただろう」など発言し、政務官辞任）が、国会開催中にもかかわらず「つどい」に参加したいと申し出てきました。実行委は「野党の集いだから」と断ると、務台氏は町と公民館に「政治的に偏った使い方をしていく」と圧力を加えました。町は務台氏の意図を忖度し、公民館どころか他の施設も全て使用不可としました。

公民館長発令の「取り消し通知書」は、①申請内容と実施予定内容が異なること、②案内チラシの文面に、特定政党の利害に関することが記載されていること、でした。この問題を重視した自由法曹団長野支部は、12月27日岩下支部長以下6名の弁護士が町を訪れ、「公民館使用取消処分」に抗

議する声明」を町長に手交しました。処分の違法性として、①憲法21条1項に違反する。②処分にあたり聴聞の機会を与えていない、処分の根拠規定が記載されていないことから、池田町行政手続条例に違反する。と厳しく断じました。

町・公民館が取り消し処分の根拠としたのが、社会教育法23条です。23条は（公民館は次の行為を行ってはならない）として「1、もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。2、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。」明らかに公民館の運営に関する禁止条項であるにも拘らず、これを「公民館の中立性のため、利用者も守るべき」と取り消しを強行したものです。

10月13日さいたま地裁は、大宮三橋公民館が「梅雨空に九条守れの女性デモ」の俳句を不掲載にした「九条俳句訴訟」で、不公平な取り扱いをしたとして、さいたま市に賠償命令を下しました。判決は「表現の自由」まで踏み込んでいませんが、公民館の「公平・中立性」の主張は崩されました。

実行委は何度も問題点をまとめ、処分の撤回・謝罪を求め町と折衝を重ねています。最終的には訴訟になるとも考えていますが、事件発生から一年をめどに解決のための努力をしています。

※詳しくは実行委メンバーのホームページ「安曇野つれづれ日記」のトップページ「公民館問題」をご覧ください。



長野県 大北地域 軽トラ平和パレード 6月19日(日)

## 沖縄の自己決定権を米軍基地が侵害している

—前田 朗さん、国連人権理事会で発言—

東アジア共同体・沖縄（琉球）研究会で活動する前田朗東京造形大学教授（国際人権活動日本委員会）が10日、スイス・ジュネーブの国連欧州本部で開催中の第19回人権理事会（8月7日～8月11日）で、在沖縄米軍基地問題を巡る沖縄の自己決定権が侵害されていると訴える発言をした。東アジアの安全のために、沖縄を拠点とする欧州連合（EU）をモデルとする「東アジア共同体」を構築するというもので、諮問委員会で沖縄の自己決定権に関連する発言（意見）が出るのは初めて。

前田教授は諮問委の「人権の促進と保護のための地域的取り決め」に関する討論の際に発言した。沖縄について「太平洋戦争で悲惨な被害を受け、27年間の米軍占領を余儀なくされた」「東アジアの安定のためにも、軍事から平和の要石に転換すべきだ」などと指摘。その上で「現在の政治状況では東アジアの人権状況は悪化している」として「沖縄がいかに自己決定権を行使できるか。様々な視点から研究すべきだ」と強調した。



前田朗さん

諮問委員会は人権理事会の下部組織で、専門家やNGO代表者らが様々な人権問題について議論し、人権理事会に助言する。沖縄の自己決定権に関する意見は人権理事会などで発表されたことがある。（琉球新報8月11日の記事より）



## 核実験に反対する国際デーに寄せて

国連事務総長

アントニオ・グテーレスさんのメッセージ

毎年8月29日の「核実験に反対する国際デー」にあたり、私たちはこれまでの核実験による犠牲者を悼むとともに、核実験が環境と世界の安定に依然として脅威を及ぼし続けていることを改めて世界に訴えています。

過去70年の間に、南太平洋から北米、そして中央アジアから北アフリカに至る各地で、2,000回を超える核実験が行われてきました。それによって、世界で最も弱い立場に置かれた人々や、手つかずの生態系の一部に被害が及んでいます。

いかなる国も二度と核実験を行えないようにするためには、包括的核実験禁止条約（CTBT）を早期に発効させることが欠かせません。そのためには、条約附属書2に掲げられている国がさらに8カ国、これを批准する必要があります。

ます。

私は、まだCTBTに加入していないすべての国に対し、1日も早い加入を強く促します。自主的かつ一方的な停止措置に基づき、核実験を差し控えるというグローバルな規範ができ上がってから、すでに20年近くになります。

私はこの自制に拍手を送りますが、それだけでは不十分です。朝鮮民主主義人民共和国による核実験の継続は、最強の規範でさえ、法的拘束力を有する禁止措置に代わることができないことを実証しているからです。

安全保障理事会は昨年、核実験のみに焦点を絞った初の決議を採択しました。私はこの決議が、世界から核兵器の脅威を取り除くために不可欠な次のステップに向け、新たな弾みとなることを期待しています。

## 「共謀罪」施行 こんな時、どうしたら？

### パンフ「伊藤真弁護士に聞きました」より

**Q** 1、警察官から「事情を聴きたい」と言われ、警察署への動向を求められた場合どうしたら？

**A** 1、応じなければいけない義務はない。警察官職務執行法第2条では、周囲の状況から合理的に判断して、①疑うに足る相当な理由がある者、②すでに行われた犯罪について、または犯罪が行われようとしていることを知っている者と認められる者に対して、警察官が質問することができる。その場で質問することが本人にとって不利だったり、交通の妨げになる場合には、近くの警察署などに同行を求めるともできるとされている。このような場合は本人の同意が必要で、強制はできない。答弁の強要もできない。また、出頭を求めて取り調べる場合でも、刑事訴訟法198条1項は、「被疑者は逮捕または拘留されている場合を除き、出頭を拒み、または出頭後いつでも退去することができる」としている。逮捕されている場合でも出頭に応じる義務はない。

**Q** 2、その時の確認事項は何か？

**A** 2、「職務質問ですか？」と法的根拠を確認したうえで警察手帳の提示を求め(できれば携帯で警察手帳の写真を撮る)、警察官の所属、氏名、階級を確認する。警察官には警察手帳の提示義務がある。その上で、声をかけた理由の説明を求め、「用件を明らかにしてください」とくいさがり、警察官が質問に答えられない場合ははっきりと「拒否する」と断りましょう。持ち物の検査に応じるよう求められた場合も応じる義務はないので、はっきりと断る。

**Q** 3、警察の取り調べを受けることになった場合、黙秘は許されるか？

**A** 3、憲法は38条1項で「何人も自己に不利益な供述を強要されない」ことを保障している。刑事訴訟法はこの権利をさらに広げ、犯罪の疑いをかけられた者(被疑者)は自分の意思に反して供述する必要はないとしている(刑訴法198条2項、これが黙秘権)。

黙秘した場合、警察官が「話をしないと不利になる」と脅したり、説得したりするかもしれないが、「弁護士と相談して決める。それまでは黙秘する」と言って黙っ

ていることも権利の行使。犯罪の疑いをかけられたとしても、逮捕・勾留されている場合でなければ取調べを受ける義務はない。

**Q** 4、犯罪の疑いをかけられた場合、弁護士を呼ぶことは認められているか？

**A** 4、憲法34条前段は、逮捕などの身柄拘束を受けている場合、弁護士を頼む権利を保障している。刑訴法30条はさらに「被告人または被疑者は、いつでも弁護士を選任することができる」と定めている。知り合いの弁護士がいればその弁護士を、いなければ弁護士会に当番弁護士を派遣してもらおうと警察に求めることができる。

**Q** 5、警察官から質問されたり同行を求められた時に、これだけはやっておいたほうが良いことは？

**A** 5、録音機能付きのスマホや携帯電話、ICレコーダーなどで警察官との会話を録音する。警察官に断らずに録音しても問題はない。警察官から違法な行為を行われて抗議する場合や法的な手段を講じる際の証拠となる。

**Q** 6、警察官から質問されたり同行を求められたりしたとき、やってはいけないことは？

**A** 6、あくまでも冷静に対応する。挑発的な言動をする警察官もいるかもしれないが、暴言や警察官の体に触れたり暴力ととられるような行為をしないこと。公務執行妨害罪などで逮捕する口実になりかねない。

**Q** 7、市民運動をするうえで注意すべきことは？

**A** 7、民主的にものごとを決め、オープンな活動をしていることを示すことが大事。共謀罪は「テロ等準備罪」という名前で導入されたが、共謀罪を悪用したい権力は、取り締まりの対象としたい組織に「テロ」「反社会的組織」などのレッテルをはり、市民社会とは相いれない存在であることを標榜してくるかもしれない。それに対しては「憲法が認めている権利の行使を通じて平和で民主的な社会を作るための活動をしている」ことを示すことが一番の対抗手段。



会員 須田 稔

ここ数年思ってきたのだが、「北朝鮮」という呼称の偏狭さだ。「韓国」が「大韓民国」の略称なら、「朝鮮民主主義人民共和国」はどういう略称が適切だろうか。

「北朝鮮」とするなら、なぜ「韓国」を「南朝鮮」と呼ばないのか。この不均衡あるいは不平等に合理性がないことは否定できない。South Korea、North Koreaと英語圏で使われる表記は合理的だ。国連での英語表記は、韓国はRepublic of Korea、北朝鮮はDemocratic People's Republic of Korea (DPRK)。このように見てくると、他の諸国の言語表記も調べる必要があるが、日本語の略称の不均衡は異常だ。「朝鮮半島」「朝鮮通信使」「朝鮮戦争」などは改名は許されないが、「在日コリアン」が普及しているのだから「南コリア」「北コリア」と表記する日がきてほしい。

北コリア（北朝鮮）が、世界人民の核兵器廃絶の悲願にさからっての暴挙を継続する背景には、政権指導部だけでなく、広く人民全般にも恐怖がある。1950年に始まり53年に収束したあの（朝鮮）戦争は、今も「休戦協定」のままなのだ。しかも、世界最大最強のアメリカは、日本・南コリア（韓国）と同盟関係にあり、どちらにも米軍基地があり、アメリカと南コリアは合同の軍事演習を大規模に反復しているのだ。北コリアがそれを脅威と認識するのは当然だろう。

「挑発」しているのは、アメリカと南コリアだということになる。日本は共謀者だろう。

核兵器禁止条約が、去る7月7日、国連加盟国193カ国中124カ国の出席、投票では122カ国の賛成で採択された。条約は核兵器の使用、開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転など幅広く禁止。使用をちらつかせる「脅し」の禁止も含まれる。

また、その使用や実験で被害を被った人々に医療などの援助を提供することもあった。日本のヒバクシャの長年の痛憤と悲願をこめた運動の成果と言える。

世界で唯一の被爆国で核廃絶を長く訴えてきた日本政府は、「北朝鮮の脅威といった現実の安全保障問題の解決に結びつくとは思えない」と表明し、米、英、仏、露、中国、インド、パキスタンなど、核保有国とともに恥知らずにも交渉をボイコットしたが、「核兵器のない世界」を希求する世界の人民は、核兵器禁止条約締結の目標を痛切に熱烈に歓迎している。この事実を無視することはできない。

9月13付『毎日新聞』は、「北朝鮮の6回目の核実験を受け、国連安保理事会（15カ国）は、「9月3日の核実験を強く非難し、北朝鮮への石油輸出に上限を設けるなど新たな制裁決議案を全会一致で採択した」として、「制裁決議」関連の記事を2・3・9面に掲載した。

「しんぶん赤旗」は「北朝鮮情勢の平和・外交・政治解決を強調する」と記し、「平和的解決こそ重要」「対話求める声相次ぐ」との見出しで、イタリア・スウェーデン・エジプト・カザフスタン・ボリビア・エチオピアなどの「政治・外交・交渉・対話」を追求しようとの声を紹介している。

『毎日』の9面では、韓国「核廃棄へ対話を」「北朝鮮へ呼びかけ 大統領府」「国内“圧力不十分”の声も」などを報じている。

暴力に暴力で対抗するのでは、互いの悲惨・破滅を招くだけではないか。日本国憲法を尊重する我々は、北コリアもアメリカも、日本も、人でなし・ごろつきであってほしくない。

国際人権活動の大先輩に感謝を込めて

## 高山尚武さん、ありがとう！

7月7日、高山尚武さんが亡くなりました。86才でした。高山さんは、国際人権活動日本委員会の前身「日本の職場における人権侵害を国際世論に訴える実行委員会」結成時からのメンバーです。勤務先の産経新聞社では、会社からの不当な差別や理不尽な配転を受けながら定年まで

辞めずに闘い続けた大先輩です。国連の人権委員会・小委員会には第1回目から何度も参加し、団長、副団長として重責を担い、日本委員会の土台を築いてきたお一人です。「個人通報制度の実現を！」の署名の取り組みでは、資料と署名用紙を詰め込んだキャリーバッグを引きながら暑い日も寒い日も労働組合や団体を回ってたくさんの方の署名を集めてくださった高山さんの姿が忘れられません。高山さんの熱意を引き継いでこれからもがんばります。（S・U）

## 前号からの活動日誌

- 7月7日 反原発国会前集会  
 7月11日 共謀罪廃止集会（文京区民センター）  
 7月12日 ストップ安倍政権 緊急市民集会  
 7月18日 第4回代表者会議  
 7月26日 盗聴法改悪と共謀罪（渋谷勤労福祉会館）8月3日 共謀罪で監視社会はこうなる？緊急集会  
 8月5日 大崎事件首都圏総会  
 8月7日 安倍内閣の憲法9条改悪NO!リレートーク（参議院議員会館）  
 8月12日 沖縄首都圏行動（東池袋中央公園）  
 8月19日 安倍内閣退陣 参議員第2議員会館  
 8月22日 第5回幹事会  
 8月26日 築地市場移転問題徹底検証（明大リパティータワー）  
 9月4日 9条壊すな新宿駅西口街頭宣伝  
 9月6日 共謀罪対策弁護団結成記念シンポ  
 9月7日 JAL本社前行動  
 9月8日 9条改憲NO!全国市民アクション  
 9月9日 商社九条の会集会「安倍政権を阻止するために」  
 9月10日 東京オリンピックと市民監視  
 9月13日 変えよう選挙制度  
 9月14日 学習会学習会「フェミニズムを育む沖縄人」  
 9月15日 共謀罪は廃止できる大集会（日比谷野音）  
 9月17日 歌と朗読「戦争と改憲NO!憲法寄席」  
 9月18日 共に生きる未来を!さよなら原発、さよなら戦争 全国集会  
 9月19日 戦争法の廃止とあべ内閣退陣を求める国会正門前行動
- 9月20日 第5回代表者会議  
 9月22日 学習会18時30分～「講師?永田浩三さん 学習会「森友・加計, P K O日報疑惑に内在する問題に迫る」文京シビックセンター  
 9月23日 学習会「共謀罪恐れない、通用させない、廃止を目ざそう!」主催/国民救援会  
 9月28日 安倍9条改悪NO!院内集会（13時30分～）、全国市民アクション（12時～13時）私たちは戦争を許さない—安保法制の憲法違反を訴える（18時30分～）日本教育会館  
 9月29日 世界一高い供託金の廃止を立候補する権利をみんなの手に 14時～ 東京地裁101  
 10月1日 J C L U 70周年記念シンポジウム 一橋講堂  
 10月2日 日弁連シンポジウム（ケナタッチ氏を迎えて共謀罪に反対しプライバシー権を守る）  
 10月4日 集会/オスプレイ・辺野古を許さない! 日比谷野音  
 10月5日 安倍政権NO!銀座大行進  
 10月7日 横田基地いらぬ!市民交流集会  
 10月12日 人権理事会プレセッション  
 10月14日 なくせえん罪!市民評議会総会  
 10月18日 原田さん労災解雇事件報告集会  
 10月22日 衆議院議員選挙 「学校に自由と人権を!10・22集会  
 10月24日 第6回幹事会  
 10月26日 国連軍縮週間の集い—パネル討論「核

## 当面の行動日程

- ★死刑廃止の実現を考える会 11月20日(月)18時～ 弁護士会館17階1701ABC 詳細はチラシ参照
- ★安倍9条憲法改悪NO!第1部 9条改憲の狙いと戦争する国にさせないために 講師/伊藤真さん(弁護士・伊藤塾長)他 11月24日(金)18時30分～ 池袋IKE・Biz 資料代/500円
- ★女性に対する暴力撤廃国際デー キャンドルアクション 渋谷交差点をキャンドルで埋め尽くそう 11月25日(土)18時30分～19時30分 渋谷駅ハチ公広場 キャンドルアクションとリレートーク
- ★警視庁機動隊 沖縄への派遣は違法 住民訴訟第4回口頭弁論 11月22日(水) 11時半開廷 東京地裁103号法廷 ・抽選の場合があるので開廷40分前までに来てください。
- ★第21回総会 12月2日(土) 13時～16時 終了後懇親会を行います。
- ★東京法律事務所9条の会総会・特別企画「沖縄と核」から考える日米関係と憲法9条 12月2日(土) 14時～16時30分 中央大学駿河台記念館370教室 米軍の統治下で核が配備されていた沖縄の危機をNHKスペシャルがスクープ。スタッフなどを招いて沖縄の現状、日本の安全保障のあり方、北朝鮮問題、憲法9条などを考えようとの企画。事前申し込み必要。電話03-3355-0611、Fax03-3357-5742
- ★人権デーの取り組み 宣伝行動、外務省・法務省・文部科学省要請行動など 12月5日(火) ※詳細は別途お知らせいたします
- ★12・10私たちの声を国連へ～活用しよう!国連の人権保障システム～ 12月10日(日) 13時20分～ 青山学院大学本多記念国際会議場 ★集会後デモ
- ★公開シンポジウム 取調べのビデオ録画～その撮り方と証拠化～ 12月10日(日)13時30分～17時 青山学院大学総研ビル(14号館) 特別報告/平山真